

選 択 科 目 対 策

のご案内

① 選択科目入門セミナー【労働法・倒産法】

TAC動画チャンネルにて無料配信中！

選択科目「労働法」「倒産法」の勉強の方法・概要・ポイントを、TAC・Wセミナー専任講師がわかりやすく解説します。労働法、倒産法の対策をこれから始める方はもちろん、選択科目の勉強が初めての方も必見です！

◆TAC動画チャンネル◆

>> <http://www.tac-school.co.jp/tacchannel/kouza8010.html>

② 2011年新司法試験合格者講義 労働法1位答案解説

～労働法1位(76.04点)の答案はこれだ！～

受験生の中での占有率が新司法試験開始の時より1番高い科目であるものの、受験のための資料もそれに比例して多く、受験生が準備しやすい科目になっています。その結果、相対的に上位の答案を書くのが難しくなっているといえます。本講座を担当する講師は、労働法で76.04点という高得点を獲得しました。いかに相対的に上位に浮上する答案を書くのかにつき、受講生に伝授します。

開講一覧

■DVD講座

【開講地区】

札幌校・仙台校・水道橋校・新宿校・早稲田校・池袋校・渋谷校・立川校・横浜校・大宮校・津田沼校・名古屋校・京都校・梅田校・なんば校・神戸校・広島校・福岡校

■Web通信講座・DVD通信講座

お申込後発送

受講料(5%税込・教材費込)

受講スタイル	通常受講料	本科生・バック生割引受講料
■DVD講座	¥6,000	¥3,000
■Web通信講座	¥6,000	¥3,000
■DVD通信講座	¥7,000	¥4,000

※入会金は不要です。※本科生・バック生割引は生協・書店・e受付ではお申込みいただけません。

※本科生・バック生割引受講料対象コース

・2012年合格目標新司法試験本科生・バック生

・2012年合格目標予備試験本科生・バック生

③ 2012年合格目標 選択科目集中講義【労働法・倒産法】

必要十分な基本的知識の範囲を明確化し、効率化を図る！

合格に必要な項目・論点に絞った講義を行いますので、効率的な本試験対策が行えます。選択科目の中でも、特に人気の高い「労働法」「倒産法」の集中講義を実施します。

担当講師

労働法：指宿昭一先生

倒産法：林克彦先生

講義時間

3時間/回

回数：各科目全8回

教材

＜労働法＞

①有斐閣 労働法判例百選

②弘文堂 労働法9版 ③オリジナルレジュメ

※①②は別売りとなります。受講料には含まれておりません。

各自でご用意ください。

＜倒産法＞

①有斐閣 倒産法判例百選4版

②弘文堂 倒産法概説 2版 ③オリジナルレジュメ

※①②は別売りとなります。受講料には含まれておりません。

各自でご用意ください。

注)当講義は前年度実施の「2011年合格目標 選択科目集中講義」と同じ講義です。前年度受講された方はご注意ください。

開講一覧

通学

DVD講座

開講地区

札幌校・仙台校・水道橋校・新宿校・早稲田校・池袋校・渋谷校・立川校・横浜校・大宮校・津田沼校・名古屋校・京都校・梅田校・なんば校・神戸校・広島校・福岡校

開講日

順次受講可

※教室講義の実施はありません。

通信

DVD通信講座

順次受講可

受講料 (5%税込・一部教材費別)

受講スタイル	通常受講料
■ DVD講座	各¥36,000
■ DVD通信講座	各¥44,000

※0から始めるTAC会員番号またはWセミナー会員番号をお持ちでない方は、受講料のほかに別途入会金¥10,000(5%税込)が必要です。会員番号についてはTAC各校までお問い合わせください。

本科生・バック生特典

対象講座 選択科目集中講義

オプション講座割引制度

2012年合格目標「総合本科生及び本科生・バック生(解説あり/解説なし)」をお申込みの方は、オプション講座「選択科目集中講義」を割引価格にてお申込みいただけます。

④ 2012年合格目標 選択科目書き方講座【労働法・倒産法・知的財産法・経済法】

労働法

労働法はご存じのとおり司法試験で最多数の受験生が選択する科目です。最多数の受験生が選択する科目であることから、受験するための資料も手に入りやすく、受験生のレベルもその分ハイレベルになります。こうした受験生の中から頭一つ抜け出すためには、正しく過去問を検討する術を身につける必要があります。本講義では、第1回新司法試験から労働法について徹底した分析を行っている講師が、過去問を解析します。そして、単に過去問を解説するだけでなく、重要最新判例や学会の新しい問題意識を反映しつつ、問題の解き方、書き方までフォローできる講義です。

論文
対策

■通学・通信講座 担当講師 指宿 昭一先生（弁護士・TAC・Wセミナー専任講師）
■講義時間 3時間／回
■回数 全4回
■教材 労働法過去問攻略ポイントレジュメ

講義内容表	前半	後半
第1回	平成18年 第1問	平成18年 第2問
第2回	平成19年 第1問	平成19年 第2問
第3回	平成20年 第1問	平成20年 第2問
第4回	平成21年 第1問	平成21年 第2問

倒産法

倒産法は、司法試験において労働法に次ぐ受験生の人気を誇ります。それに従い、受験用資料も豊富で、受験生間の競争も激しくなります。そんな中、倒産法で合格答案を書くためには、過去問分析が不可欠です。過去問からは、おおよその傾向、例えば、どの論点をどの程度書かなければならないのか、答案上条文はどれだけ挙げなければならないのかなど知ることができます。ただ、独学では効率的に学習することは困難です。本講義では、担当講師は受験生時代から倒産法を得意とし、実務についても倒産法を専門分野とする弁護士が、本試験での出題論点と問題の傾向を分析し、その上で倒産法において合格する書き方についても伝授します。

論文
対策

■通学・通信講座 担当講師 大山 定伸先生（弁護士・TAC・Wセミナー専任講師）
■講義時間 3時間／回
■回数 全4回
■教材 倒産法攻略ポイントレジュメ

講義内容表	前半	後半
第1回	出題分野から分かる勉強方法	平成20年 第1問
第2回	平成23年 第1問	平成23年 第2問
第3回	平成22年 第2問	平成18年 第1問
第4回	TAC答練問題（2011年実施分）	平成21年 第2問

知的財産法

知的財産法においても多分に漏れず、過去問の検討が合格への近道です。その過去問を見てみると、判例の射程を問う問題や条文の操作を要求する問題が出題されていることに気が付きます。そして、知的財産法においては、事案的的確な分析とこれに即した論述が要求されます。本講義では、4年分の過去の試験問題を中心とした問題を題材にして、その傾向に応じた対策を立てていきます。その上で、知的財産法で求められる能力である事案的的確な分析とこれに即した論述の仕方を身につけます。

論文
対策

■通学・通信講座 担当講師 高村 一郎先生（弁護士・TAC・Wセミナー専任講師）
■講義時間 3時間／回
■回数 全4回
■教材 知的財産法過去問レジュメ

講義内容表	前半	後半
第1回	平成19年 第1問	平成19年 第2問
第2回	平成20年 第1問	平成20年 第2問
第3回	平成21年 第1問	平成21年 第2問
第4回	平成22年 第1問	平成22年 第2問

経済法

経済法は、基本的な概念の理解や条文の要件をしっかりと身につけた上で演習に励むことが有効です。そして、過去問を使って演習をする際、経済法の攻略には、論点に即した事実の抽出とその評価の仕方が重要だと気づくはずです。また、経済法には合格するための明確な答案作成パターンがあります。そこで、本講義では、過去問を中心とした問題検討を通じて、事実の抽出と評価能力を身につけ、合格ラインに到達する答案作成パターンを習得することを目的とします。

論文
対策

■通学・通信講座 担当講師 谷村 庄市先生（弁護士・TAC・Wセミナー専任講師）
■講義時間 3時間／回
■回数 全4回
■教材 経済法攻略ポイントレジュメ

講義内容表	前半	後半
第1回	総論講義（経済法の答案の書き方）	
第2回	平成22年第2問	平成20年第1問
第3回	TAC答練問題（2011年実施分）	平成18年第1問
第4回	平成21年第2問	平成23年第1問

開講案内

開講一覧

通学

DVD講座

開講地区	開講日
札幌校・仙台校・水道橋校・新宿校・早稲田校・池袋校・渋谷校・立川校・横浜校・大宮校・津田沼校・名古屋校・京都校・梅田校・なんば校・神戸校・広島校・福岡校	お申込後受講可

※教室講義の実施はありません。

通信

Web通信講座

お申込後順次発送

DVD通信講座

お申込後順次発送

受講料（5%税込・教材費込）

受講スタイル	通常受講料
DVD講座	各¥20,000
Web通信講座	各¥20,000
DVD通信講座	各¥22,000

※0から始まるTAC会員番号またはWセミナー会員番号をお持ちでない方は、受講料のほかに別途入会金¥10,000（5%税込）が必要です。会員番号についてはTAC各校までお問い合わせください。
※申込コースNo.、クラスNo.等の詳細は新司法試験パンフレットをご参照ください。

選択科目 入門セミナー（倒産法）

TAC専任講師・弁護士 大 山 定 伸

1 選択科目の選び方

- (1) 興味のある科目を選ぶ
- (2) 自分の進路を踏まえて選ぶ
- (3) 情報量を踏まえて選ぶ

2 倒産法とは

- (1) 「倒産法」という法律
ありません。「行政法」「労働法」という法律がないのと同じ。
- (2) 司法試験科目としての倒産法
「破産法」と「民事再生法」の2つを指す。
条文整理問題が意外と多い。
民法と商法と民事訴訟法の融合みたいな科目。
- (3) 破産と民事再生の違い
破産は「清算」型。民事再生は「再建」型。

3 倒産法の勉強方法

- (1) まずは破産法
破産法をマスターし、民事再生法は「破産法と違うところ」を押さえる。
- (2) 条文重視 （どの科目もそうですが、特に）
- (3) 判例百選の使い方
- (4) 倒産法のテキスト

4 破産法概説

(1) 破産法とは～破産法1条

この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

【重要な3テーマ】

- ① 債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整
- ② 債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図る
- ③ 債務者の経済生活の再生の機会の確保を図る

総債権者の公平な満足＋債務者の再生

(2) 支払不能（破2条11項）

債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態

一般的＝一部の債権ではない

継続的＝一時的ではない

要するに「借金、全然返されへん」という状態。

ただ、このようなことは外から見ても分からない。そこで・・・

支払停止

債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する。

(破 15 条 2 項)

支払停止とは、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない旨を外部に表示する債務者の行為

⇒代表例は「シャッターの貼り紙」と「2 回目の不渡り」

※ 定義が条文にないので、覚えなないといけないが、全部覚える必要はない。支払不能に付け加えるだけで OK。

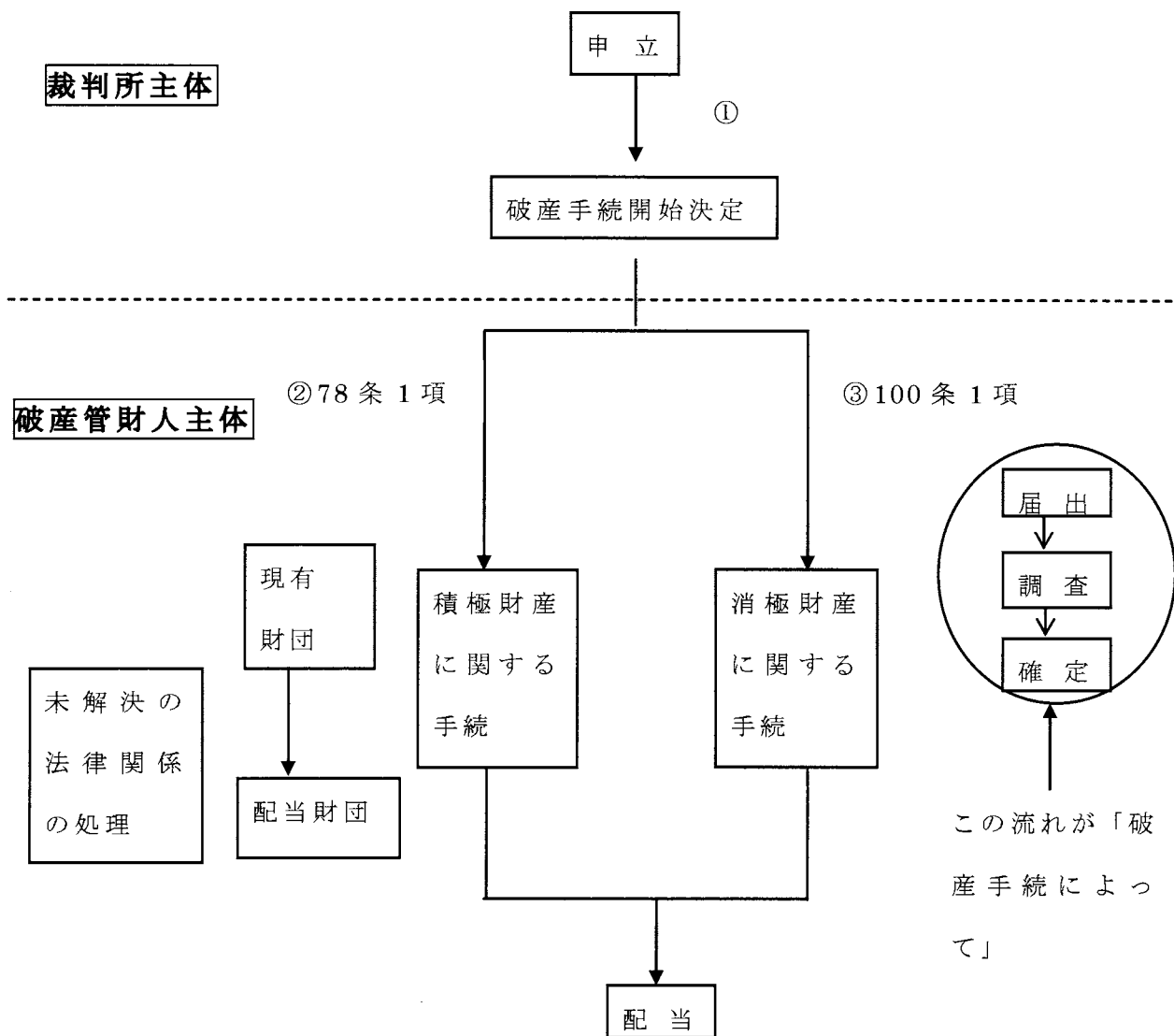
※ 支払不能や支払停止は、開始の要件であるだけでなく、その後の手続上も、司法試験受験上も、非常に重要（後述）。絶対押さえる。

(3) 債務超過（破 16 条 1 項かつこ書）

法人の場合の開始要件。債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態。要するに「プラスからマイナスを引いてもなおマイナス」の状態。しかし、そんな会社はたくさんある。

⇒ そこで**継続事業価値**

【破産手続の流れ】



(4) 財団債権と破産債権＝マイナス財産（右側）

① 財団債権

破産債権に優先し，破産手続によらないで，破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいう。（破2条7号，151条）

※ よく問題となるのは，税金と未払いの給料

② 優先的破産債権

破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権（破98条1項）

※ よく問題となるのは，未払いの給料

③ （一般の）破産債権

破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって，財団債権に該当しないもの（破2条5号）

※ 要するに「債務」。代表例は借入金。

④ 劣後的破産債権

一般の破産債権に劣後して弁済を受けられる破産債権
（破97条1号から7号）

※ 破産手続開始後の利息など。

(5) 破産財団と自由財産＝プラス財産（左側）

① 破産財団（破 2 条 14 項）

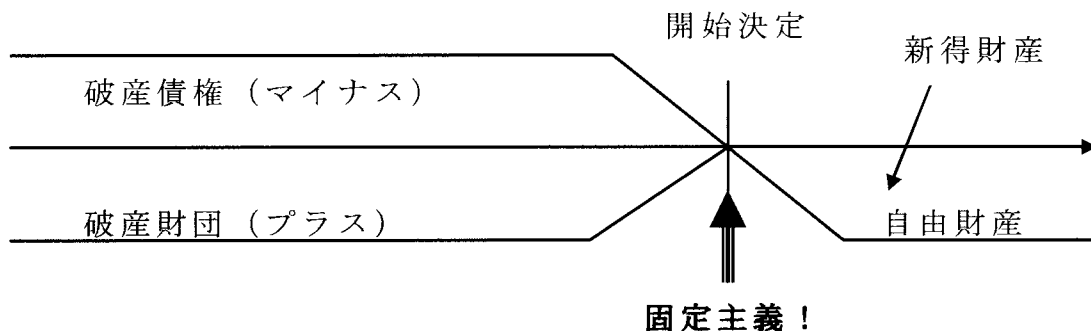
この法律において「破産財団」とは、破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であつて、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう。

- ア 財産であること（身体、労働力、人格権、身分上の権利などは×）
- イ 破産者に属する財産であること（第三者のものは取戻権）
- ウ 開始決定当時破産者に属する財産であること（固定主義）
- エ 差押え可能な財産であること（民執 131 条）
- オ 日本国内にある財産であること（普及主義）

② 自由財産

破産者の有する財産のうち、破産財団を構成しないもの。破産者の破産後の生活のための財産である。

- ア 差押禁止財産（破 34 条 3 項）
- イ 拡張された財産（破 34 条 4 項）
- ウ 破産管財人が放棄した財産（破 78 条 2 項 12 号）
- エ 新得財産



(6) 破産管財人（破 2 条 12 項）

この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。

破産管財人は、破産財団（破産者の財産）の管理機構そのものであり、また、その管理機構の担当者でもある（管理機構人格説）。

⇒破産管財人は、破産手続の中心。破産者の財産を管理し、その財産を適切に換価し、換価して得られた金銭を債権者に配当をし、それとともに債務者の経済的再起再生も図る。

※ 司法試験でも実務でも管財人は破産の主役

破産管財人の実体法上の地位

- ① 破産者と同視できる地位＝一般、包括承継人的地位
- ② 破産債権者の利益代表者としての地位
＝特定承継人的地位（差押債権者の地位）

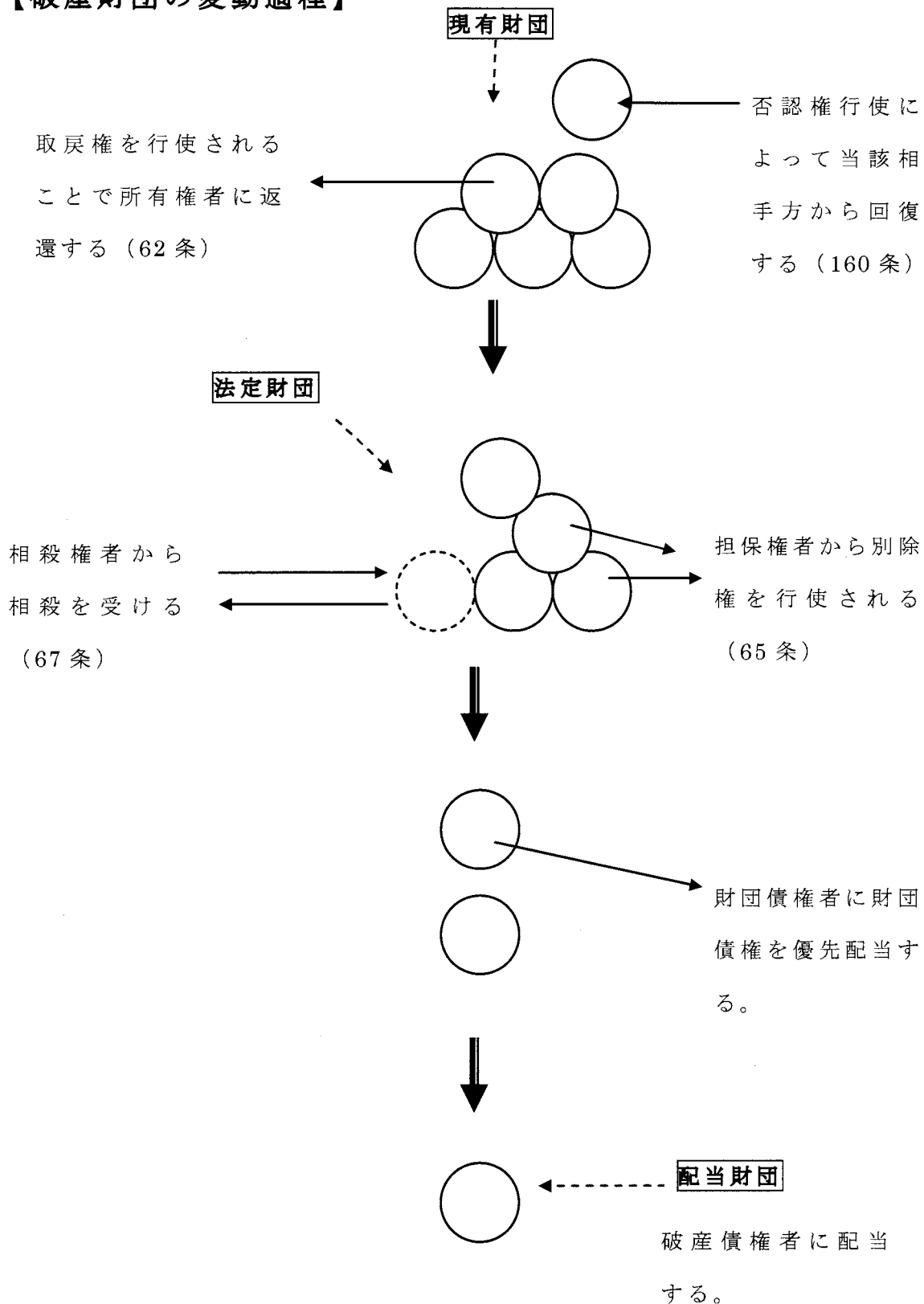
※ 各種論点は「特定承継人たる地位」を重視しておけば OK。

※ 破産管財人は民法〇〇条の第三者か？

⇒特定承継人の地位を重視して、第三者である。

⇒第三者の主観的要件（善悪・過失の有無）は？

【破産財団の変動過程】



(7) 取戻権

所有権に基づく物権的返還請求権のようなもの。一般の取戻権（破 62 条）と、倒産法が定めた特別の取戻権（破 63, 64 条）。

百選 48 事件【財産分与金と取戻権】

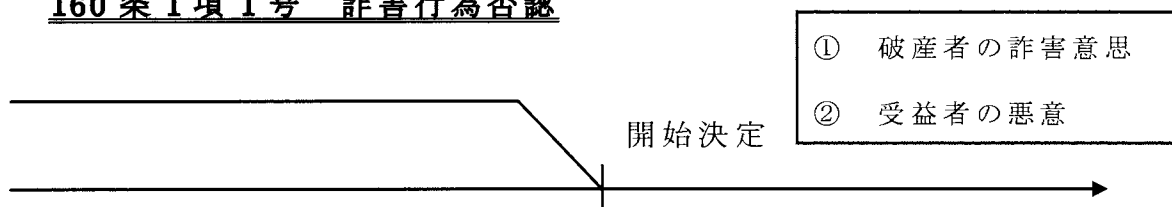
離婚における財産分与として金銭の支払を命ずる裁判が確定し、その後に分与者が破産した場合において、右財産分与金の支払を目的とする債権は破産債権であって、分与の相手方は、右債権の履行を取戻権の行使として破産管財人に請求することはできない。

(8) 否認権

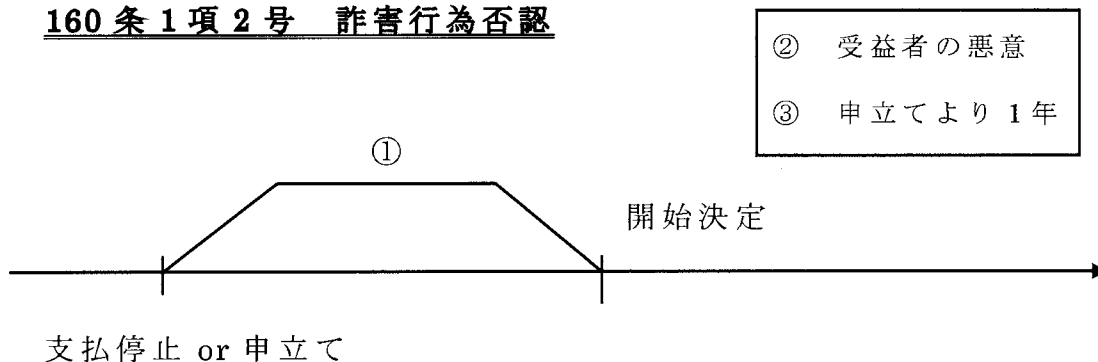
破産法 160 条以下。頻出論点。重要論点。

民法の詐害行為取消権のようなもの。「総債権者の公平な満足」を実現するために、それまでに破産者がやったことを帳消しにする。

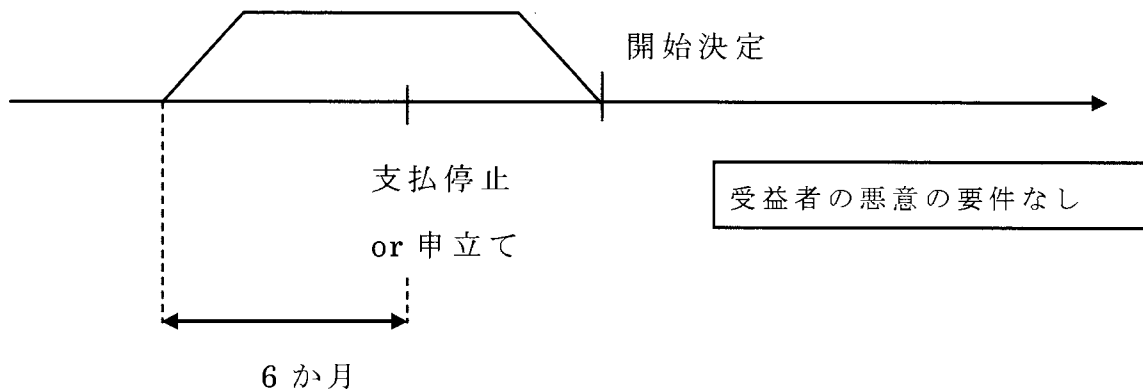
160 条 1 項 1 号 詐害行為否認



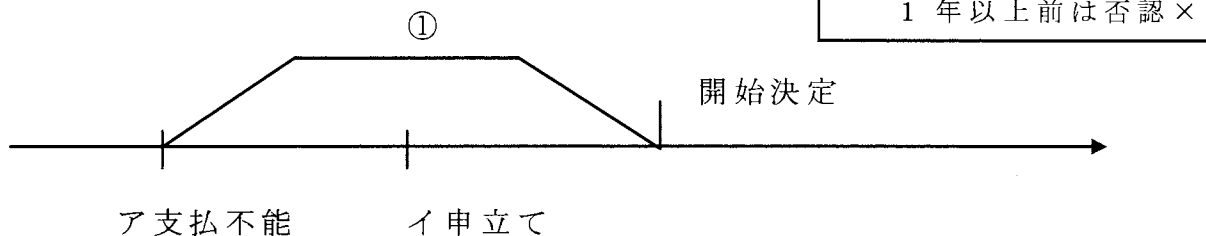
160 条 1 項 2 号 詐害行為否認



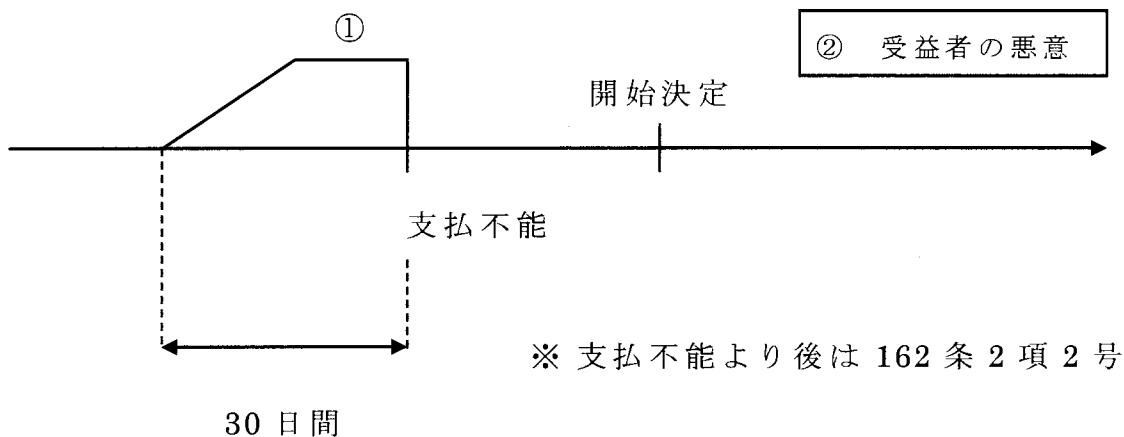
160条3項 無償行為否認



162条1項1号 偏頗行為否認 本旨弁済版



162条1項2号 偏頗行為 非本旨弁済版



(新保義隆「基礎倒産法」208頁)

(9) 別除権

① 別除権とは

担保権のこと。ただし、条文パズルが必要。

破2条9号

この法律において「別除権」とは、破産手続開始の時に破産財団に属する財産につき特別の先取特権、質権又は抵当権を有する者がこれらの権利の目的である財産について第65条第1項の規定により行使することができる権利をいう。

破66条

- 1 破産手続開始の時に破産財団に属する財産につき存する商法又は会社法の規定による留置権は、破産財団に対しては特別の先取特権とみなす。
- 2 前項の特別の先取特権は、民法その他の法律の規定による他の特別の先取特権に後れる。

② 留置権について

	民法	商法
被担保債権	そのものに関して生じた債権	商人間の双方的商行為によって生じた債権
目的物	その物。債務者所有の物に限らない。	債務者との商行為によって自己の占有に属した債務者の物・有価証券
牽連関係	個別的牽連関係	一般的牽連関係

※ 商事留置権の方が強い。

③ 取戻権との違い

取戻権：「オレのモノだからよこせ」

別除権：「オマエのものだけど、オレによこせ」

④ 別除権の実行方法（破 65 条 1 項）

別除権は、破産手続によらないで、行使することができる。

つまり、別除権者が勝手に売り払って金に換えて満足を得てよい。

※ ただし、不当な換価がされないようにするため、破産管財人が介入してくる場合もある。

④ 譲渡担保の取扱い

民法では譲渡担保の法的構成には争いがあり、判例は所有権的構成とも説明されるが、破産法では担保的構成。

⑤ 所有権留保の取扱い

話がややこしいので、今日は割愛します。結論的には別除権で処理。

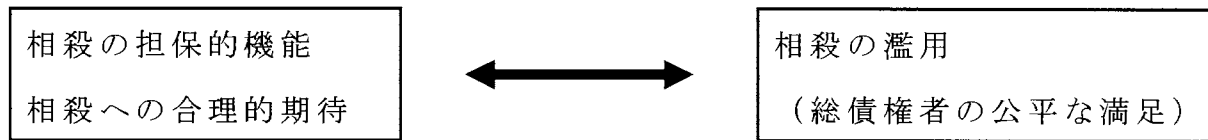
⑥ 担保割れの場合はどうするの？

「**不足額責任主義**」（破 108 条 1 項本文）

別除権者は、当該別除権に係る第 65 条第 2 項に規定する担保権によって担保される債権については、その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の額についてのみ、破産債権者としてその権利を行使することができる。

(10) 相殺

① 破産における相殺の構造（キーワード）



- ※ 相殺への期待への配慮から，相殺の要件が緩和されている。
- ※ 別除権も同趣旨だが，相手が破産するような場合こそ，相殺は意味を持つ。何もないければ，自働債権も受働債権も支払われているはず。
- ※ しかし，総債権者の公平な満足の要請から，相殺できない場合がある。

② 要件の緩和

金銭化（破 103 条 2 項，4 項）

現在化（破 103 条 3 項）

※民法の相殺の要件より大幅に緩和。

③ 相殺の禁止（71 条以下）

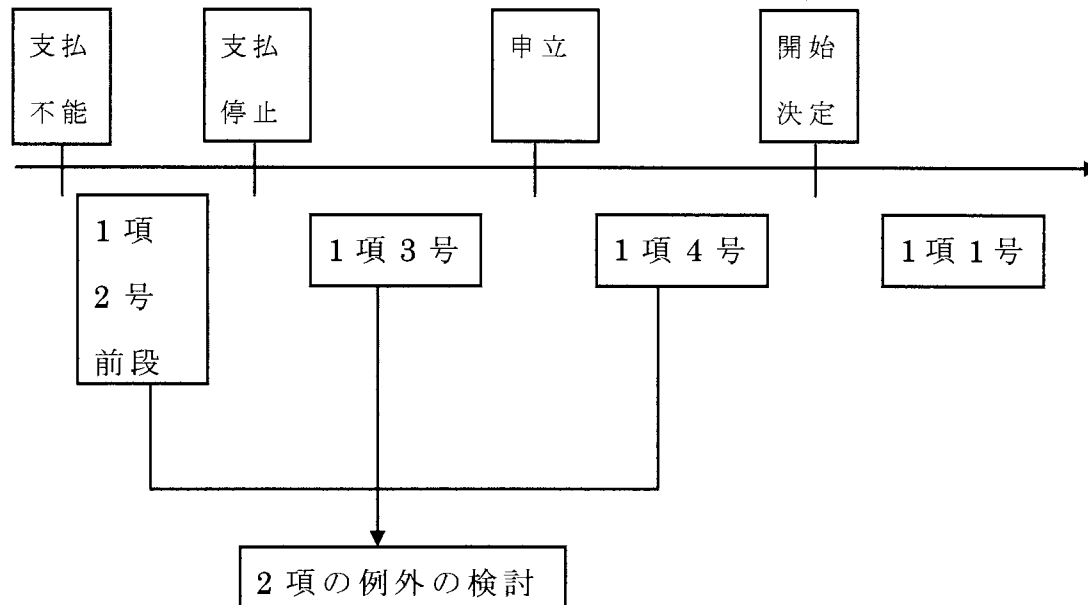
総債権者の公平な満足のため，相殺への合理的期待がないような場合は相殺が禁止されている。

④ 相殺のパターン

いろいろとありますが，今日は典型パターンである「破産債権と破産財団に存在する債権」の相殺を説明します。

※ 売掛金と買掛金の相殺

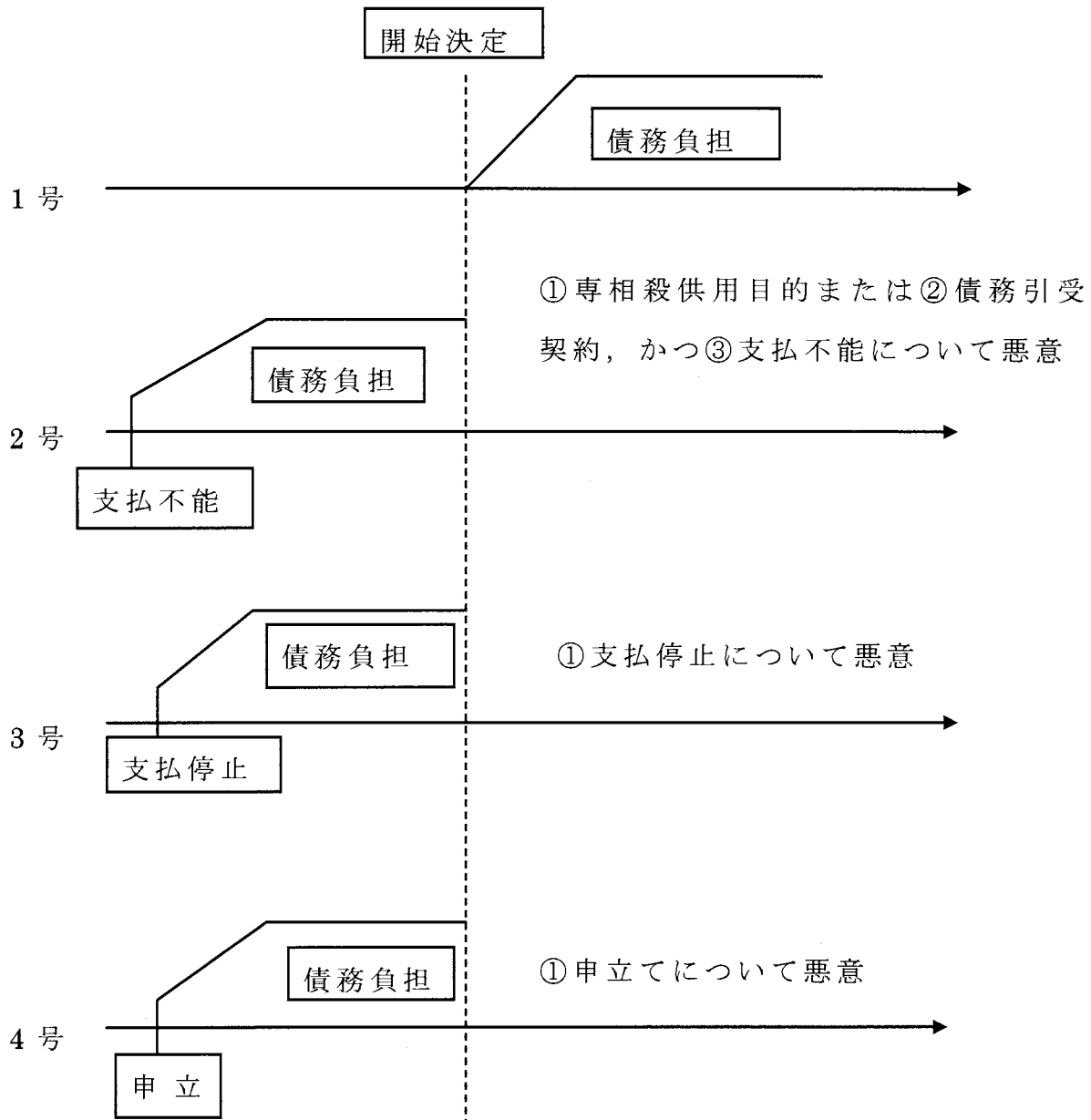
破 71 条 1 項の構造 その 1



※ 支払不能より前なら相殺は自由。当たり前の話。

破 71 条 1 項の構造 その 2

(新保・前掲書 193 頁)



例外としての 2 項

ア 法定の原因

イ 前に生じた原因

ウ 申立てより 1 年前

いずれかがあれば相殺 OK

破 72 条 1 項も似たような話

④ 破産管財人からの相殺

破 102 条。相殺関係の条文から離れているので注意。

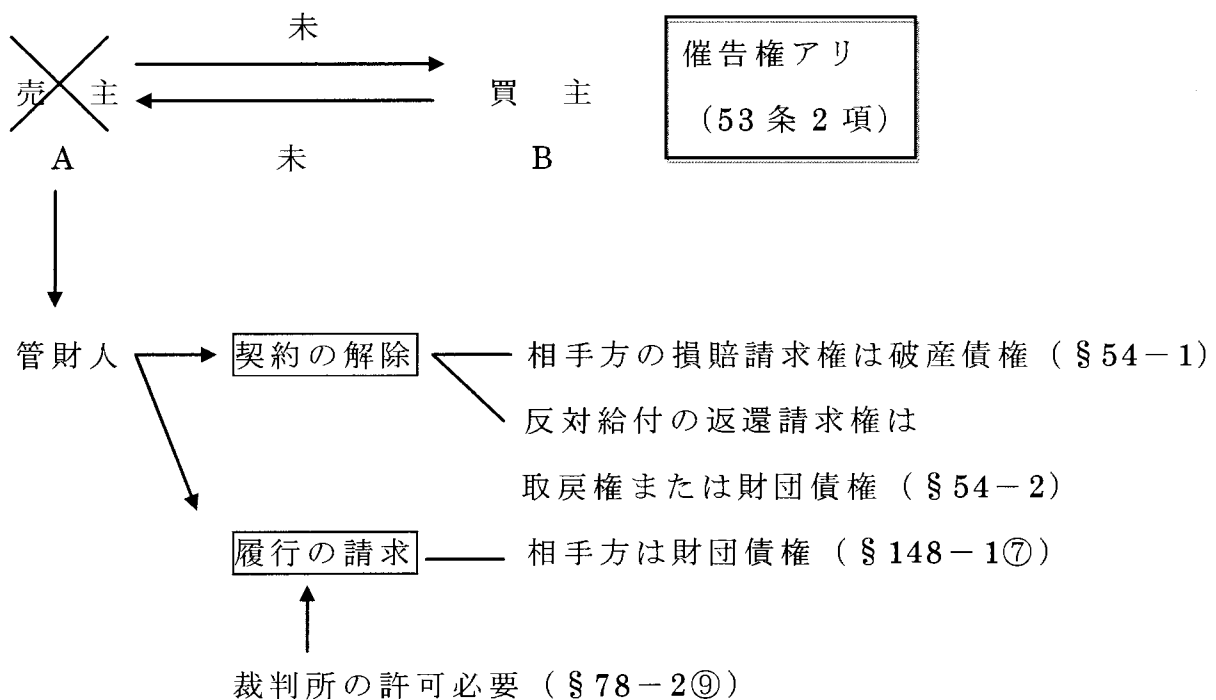
⑤ その他の論点

いろいろありますが，今日は割愛します。

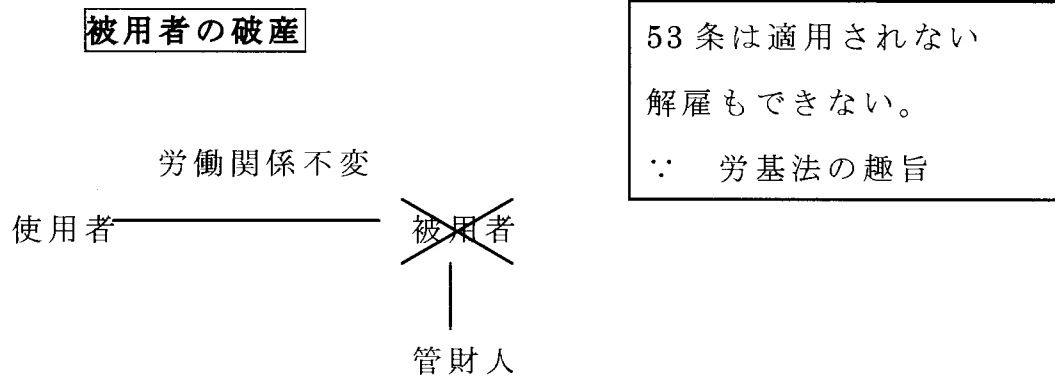
(11) 破産と契約関係

① 双方未履行双務契約（破 53 条 1 項）

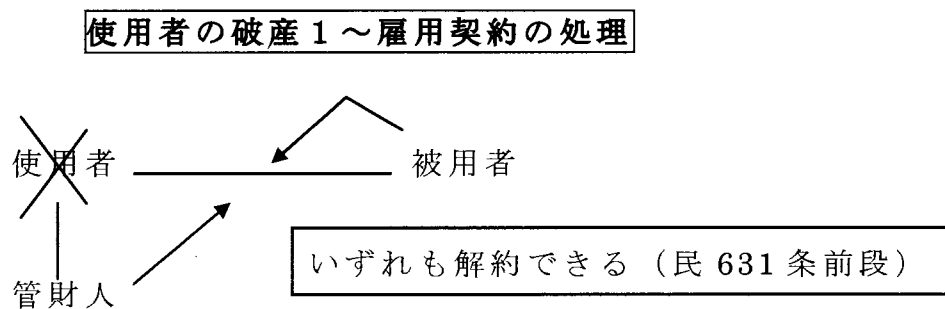
双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時に共にまだその履行を完了していないときは，破産管財人は，契約の解除をし，又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。



② 雇用と破産

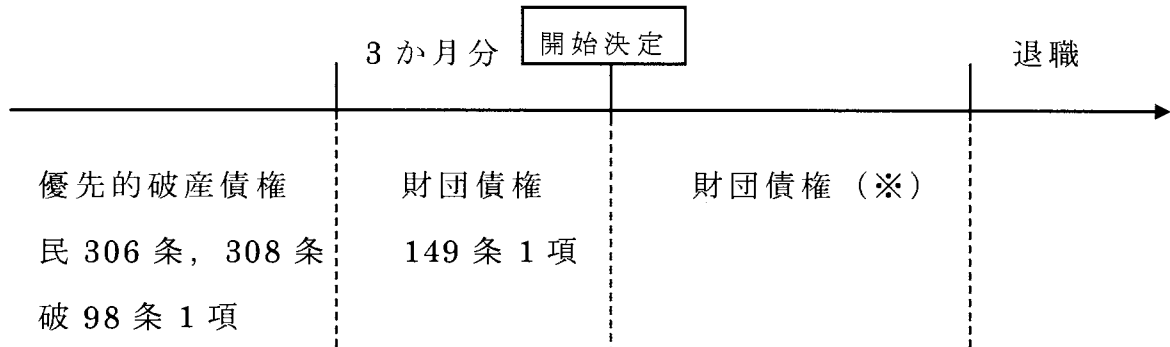


※ 破産開始後の労務の提供による対価（賃金債権）は自由財産



※ 損害賠償はダメ（民 631 条後段）

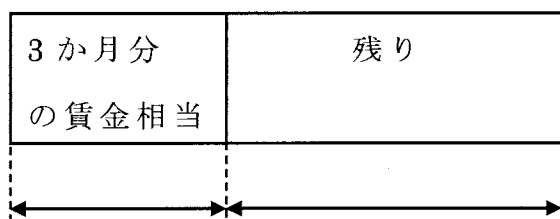
使用者の破産 2 ～未払賃金



※ 破産管財人が解約申入れをせずに被用者を引続き雇用する場合
には、被用者の有する賃金支払請求権のうち、破産手続開始後の
労働に該当する部分は財団債権である(148 条 1 項 4 号か 7 号)。

※ 解約申入れがなされ、雇用契約が終了する場合には、被用者の有
する賃金債権のうち、破産手続開始後契約終了までの労働に該当
する部分も財団債権 (148 条 1 項 8 号か、4 号 + 8 号)。

使用者の破産 3 ～退職金債権

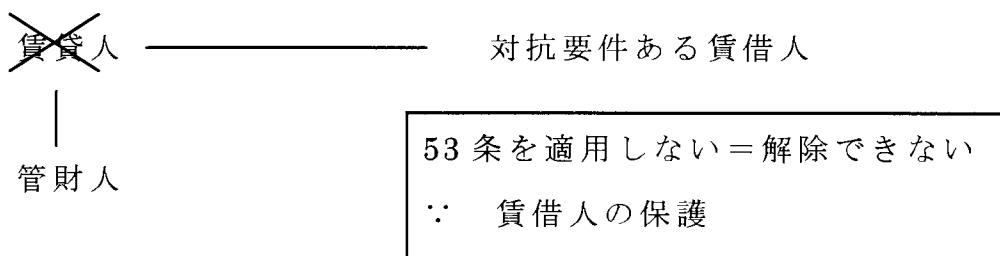


財団債権	優先的破産債権
149 条 2 項	民 306, 308 条, 破 98 条 1 項

※ 退職金の支給が就業規則その他で規定されていない場合には、被用者の
権利が確立していないので、財団債権ないし破産債権とは認められない。

③ 賃貸借と破産

賃貸人の破産（破 56 条）



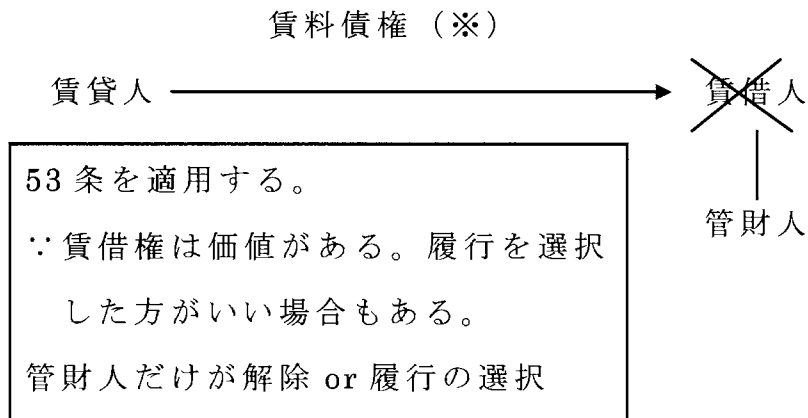
⇒相手方の有する債権は財団債権（2 項）

※ 管財人は 53 条 1 項による解除はできないが、①賃借人の債務不履行に基づく解除（民 541 条以下）、②借地借家法の正当事由による解約申入れ（借地借家 28 条）などは OK。

※ もっとも「賃貸人の破産」は正当事由ではない。そんなことしたら 56 条の意味がない。

※ 詐害的な賃料債権の処分は否認の対象

賃借人の破産



- ※ 破産手続開始前の未払い賃料については、破産債権（2条5項）。
- ※ 破産手続開始後の賃料については財団債権（148条1項7号）。

④ そのほか

- ア 委任と破産
- イ 請負と破産
- ウ 多数債務者関係（保証と破産）

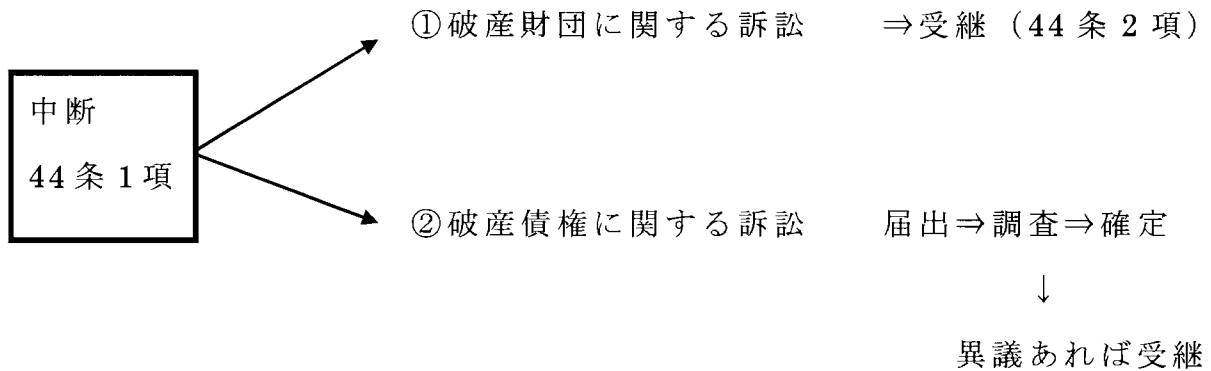
(12) 破産手続開始と係属中の訴訟

破産手続開始とともに、訴訟は中断する（破 44 条 1 項）。

- ① 破産財団に属する財産に関する訴訟
- ② 破産債権に関する訴訟
- ③ 特別の場合の財団債権に関する訴訟
- ④ 債権者代位・債権者取消訴訟（破 45 条 1 項）

- ※ なぜ中断・受継するかは、ざっくり言うと「破 80 条で管財人に当
事者適格が移転するから」

破産と訴訟



(13) 配当・免責・復権

① 破産の終結（破産解止）

ア 最後配当，中間配当，追加配当

イ 破産廃止＝配当できない

同意，同時，異時

② 免責

読んで字のごとく責任免除。つまり「借金，チャラ」

ア 免責不許可事由

破 252 条 1 項に挙がっている行為をすると免責されないことがある。

実務上よく問題になるのは、「浪費」「射幸」「詐術」

⇒ただし，免責不許可事由に当たっても，裁量免責あり

（破 252 条 2 項）

イ 非免責債権

253 条 1 項に挙がっている債権は，免責されない。

③ 復権

破産手続開始決定を受けると、種々の制限を受けるが、この制限を消滅させる。

※ 制限といっても通常の世界生活には問題はない。

5 民事再生法概説

(1) 破産との違い

- ① 破産は清算⇔民事再生は再建
- ② 破産は管財人が中心⇔民再は DIP 型＝再生債務者中心

DIP = Debtor In Possession = 占有を継続する債務者

民再 1 条

この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。

債務者の再生

(2) 再生手続開始原因（民再 21 条 1 項）

- ① 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき
- ② 債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき

(3) 監督委員（民再 54 条 1 項）

民事再生は DIP 型で債務者本人（＝再生債務者）が主役。

その「お目付け役」が監督委員。

※ 管財人もシステムとしてはあるが、DIP 型で選任されるのは稀。

(4) 再生債務者

経済的に窮境にある債務者であって、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているもの（民再 2 条 1 号）。

※ 破産と違って、民事再生では債務者本人が主役として活躍する。
自分で自分を再生することになる。

※ 債務者が舞台から退場しない結果、破産とシステムは同じでも、
少し異なる部分がある。

(5) 再生債権

- | | | |
|----------|---|---------|
| ① 共益債権 | ≡ | 財団債権 |
| ② 一般優先債権 | ≡ | 優先的破産債権 |
| ③ 再生債権 | ≡ | 破産債権 |
| ④ 開始後債権 | ≡ | 劣後的破産債権 |

※ 全く同じというわけでもない。

※ 特に一般優先債権も、共益債権と同様、再生手続によらないで随時弁済を受ける点は要注意（民再 122 条 2 項）

(6) 再生計画

再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の154条に規定する条項を定めた計画（民再2条3項）→民再154条

再生計画ができあがると、債権者集会か、書面による決議がある。
決議があると裁判所による認可がある。

不認可要件

- ① 法律違反
- ② 再生計画が遂行される見込みがない
- ③ 決議が不正
- ④ 再生債権者の一般の利益に反する（＝破産の方がお得な場合）

※ 管財人がいない限り、再生計画を作るのも再生債務者

(7) 別除権と担保権消滅許可請求

別除権は破産と同じ。

ただし、再生債務者の更生のために担保権消滅許可制度がある
（民再148条以下）。

(8) 相殺

破産と似たようなシステムではあるが、現在化・金銭化はない。

※ 再生債務者の更生。

(9) 取戻権

破産を準用。

(10) 否認

破産と同じなのだが、これだけは再生債務者はできない。

監督委員か管財人がやる。

(11) 双方未履行双務契約

破産とほぼ同じ。ただし、解除を選択するには、裁判所の許可が必要（民再41条1項4号）。

※ なお、委任の終了事由に再生手続開始は上がっていないので、民事再生では委任は終了しない。

(11) 法人の役員の損害賠償責任（民再142条以下）

(12) 牽連破産

民事再生が不成功の場合には破産に移行する。

条文整理問題として出題されやすい。

(13) 個人再生

- ① 小規模個人再生
- ② 給与所得者等再生
- ③ 住宅資金債権に関する特則

以上